|  |
| --- |
| **太陽光発電設備** |
| メーカー名 |  |
| 太陽電池出力 | 太陽電池モジュール | ｋＷ　　　　　　　　　　　※小数点以下切り捨て |
| パワーコンディショナー | ｋＷ　　　　　　　　　　　　　　※小数点以下切り捨て |
| **確認事項** |
| □設置する太陽光発電設備は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定によるＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得しないものである。 |
| □補助対象設備の設置によって得られる環境価値が設置者に帰属されるものである。 |
| □補助金の交付の決定後に設置契約が締結されたものである。 |
| □電気事業法第２条第１項第５号ロの規定による接続供給（自己託送）を行わないものである。 |
| □発電した電力量の３０パーセント以上を，設置した住宅の敷地内で自ら消費できるものである。 |
| □設置後１７年が経過するまでの間，補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ―クレジット制度への登録を行わないものである。 |
| □補助対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合，系列ごとに当該値を合計した数値）が１０キロワット未満である。 |